

# 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与重要事項説明書

## 1. 事業の目的

要支援状態及び要介護状態にある利用者に対し、適切な指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与サービスを提供することを目的とします。

## 2. 運営の方針

- 1) 事業の実施にあたっては、利用者の意思、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- 2) 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図ります。
- 3) 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市区町村・他の居宅サービス事業者・その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。

## 3. 福祉用具貸与サービスを提供する法人の概要

法人名	Common 株式会社
代表者氏名	代表取締役 松永 眞樹
本社所在地	広島県広島市西区庚午中四丁目 15 番 35 号
連絡先	電話 (082)554-5210 FAX (082)554-5215

## 4. 利用者へのサービスを提供する事業所の概要

事業所名	コモンメディカル
介護保険指定番号	3470214010
事業所所在地	広島県広島市西区庚午中四丁目 15 番 35 号
連絡先	電話 (082)554-5276 FAX (082)554-5215
管理者	中尾 俊泰
サービス提供地域	広島市

## 5. サービスの内容

①福祉用具貸与計画（介護予防福祉用具貸与計画）の作成・変更等を行い、指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供にあたります。

### ②取扱い種目

本事業所が取扱う福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に関わる種目は、厚生労働大臣が定める全種目とします。

## 6. サービス提供時間

営業日	月曜日～金曜日	土曜日・日曜日・祝祭日
サービス提供時間	9：00～18：00	休み

※お盆(8月14日～16日)、年末年始(12月30日～1月3日)は「休み」となっております。

## 7. 従業員数

職種	資格	常勤	非常勤	合計
管理者	福祉用具専門相談員	1名(兼務1名)	0名	1名
福祉用具専門相談員	福祉用具専門相談員	3名 (専従2名、兼務1名)	0名	3名

## 8. 貸与料金について

- 1ヶ月単位でのご利用となります。カタログ表示価格は1ヶ月のご利用料金となります。(ご利用期間に応じた期間別の料金設定はしておりません。)
- 2) 【非課税】の表示がある商品には消費税はかかりません。又、課税対象商品の消費税は表示料金に含まれています。(内税表示)
- 3) 貸与料金は1ヶ月単位が基本ですが貸与開始月及び終了月の貸与料金は次のようになります。

### ①貸与開始月の貸与料金

契約開始日(納品日)	料金
15日以前の場合	1ヶ月の全額
16日以降の場合	1ヶ月の1/2の額

### ②貸与終了月の貸与料金

契約終了日(解約のご連絡を頂いた日)	料金
15日以前の場合	1ヶ月の1/2の額
16日以降の場合	1ヶ月の全額

※但し、貸与契約の開始月と終了月が同月内の場合は、1ヶ月分全額のご利用金額となります。

- 4) 介護保険の適用を受けた場合の利用料金は、介護保険負担割合証の負担割合に応じた料金をお支払いいただきます。尚、介護保険の適用を受けられない場合、また介護保険の月額利用の上限を超える場合は、超えられた金額のみ全額利用者負担となります。

## 9. 搬入・搬出について

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与サービスの搬入・搬出費用は基本的に貸与料金に含まれております。但し、以下の場合には特例として、別途利用者と相談の上、搬入・搬出費をお支払いいただくことがあります。詳しくは事前に担当者にご相談下さい。

- 1) 通常実施地域並びに通常実施地域以外で行う、福祉用具の搬入・搬出に特別な措置が必要な場合の当該措置にかかる費用、又船舶・有料道路を使用しなければいけない地域の場合の運賃又は通行料の支払いを受けるものとします。
- 2) 指定居宅サービス事業所における通常実施地域以外への搬入・搬出は、通常実施地域を超えた場所から通常の経路を使用した距離(1km=20 円)のお支払いを受けるものとします。
- 3) 搬入・搬出にあたっては、希望の利用者又は家族に希望の日程の確認を行い、速やかに対応することとします。

#### 1 0. 貸与料金のご請求等

- 1) 毎月 10 日頃までに、前月分をご請求致します。自動引き落としの方については原則 26 日(26 日が土日祝の場合は、翌営業日)の引き落としとなります。集金の方については、月末頃までにお伺いし集金をさせていただきます。

お支払い方法：①自動引き落とし ②集金

- 2) 上記の利用料負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、一旦利用者が利用料(10 割)を支払い、その後市町に対して、利用者が保険給付分を請求することになります。

#### 1 1. その他のサービスご利用上の注意点

- 1) 故障時等の取扱い
  - ①万一故障時等が起きた場合には、事業所へご連絡ください。速やかに修理・交換等の手配を致します。
  - ②但し利用者による故意又は、誤った使用方法による故障の場合には、別途修理料金をご負担いただきます。
- 2) 定期点検について  
利用者から点検希望のご連絡があった場合、使用状況や適合状況をお尋ねした上で点検に伺います。出張費は原則無料です。(ご使用に不具合が生じた場合は、お早めにご連絡をお願い致します。)
- 3) 貸与品の購入への切り替え  
原則としてご利用中の貸与品の購入への切り替えはしておりませんが、ご希望があれば別途お見積りいたします。詳細は事業所にお尋ねください。
- 4) 使用方法等の説明及び練習の実施  
当事業所が事故防止のための留意点等の説明をさせて頂き、利用者及び介護される方には実際に練習をしていただきます。(利用者の身体状況により練習が困難な場合は、介護される方だけの練習とさせていただきます。)

#### 1 2. 損害賠償について

事業者が利用者に対して行う福祉用具貸与サービスの提供により、事故が発生した

場合には速やかに利用者の親族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業所が利用者に対して行った福祉用具貸与サービスの提供により、事業者の責に帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

※加入先：東京海上日動火災保険株式会社「介護事業者賠償責任補償」

### 1 3. 守秘義務について

事業所又はその従業員が業務上、知り得た利用者及びそのご家族の個人情報、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。なお、この守秘義務は、従業員が退職後及び契約終了後も同様とします。

### 1 4. その他の義務

- 1) 事業所及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体及び財産の安全に十分配慮するものとします。
- 2) 当社及びサービス従事者は貸与商品の消毒、保管、点検、運搬等について、安全・衛生を踏まえて適切な管理を行うものとします。
- 3) 事業所は、利用者に対する福祉用具貸与サービスの実施について記録を作成し、5年間は保管するとともに、利用者もしくは代理人の請求に応じてこれを開示し、又はその複写物を交付するものとします。

### 1 5. 虐待防止に関する事項について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待防止のため、次に掲げる通り必要な措置を講ずるものとします。

#### ①虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	：	管理者	中尾	俊泰
-------------	---	-----	----	----

#### ②苦情解決体制の整備

#### ③従業者の人権意識の向上及び知識の向上を図るための研修等の実施

### 1 6. 苦情・サービス内容に関する相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

◆ 相談・苦情窓口 ◆			
広島市役所介護保険課			: 082-504-2183
広島県国民健康保険団体連合会			: 082-554-0783
西区役所健康長寿課介護保険課			: 082-294-6585
コモンメディカル	管理者	中尾	俊泰
電話 : 082-554-5276	受付時間	9 : 00 ~ 18 : 00	

